

1.いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1)基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。
- ・本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、総力を挙げて取り組む。
- ・学校及び教職員は、全ての生徒が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決、及び再発防止に努める。

(2)いじめの定義

- ・「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意点

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- ②いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に（行為の起こったときのいじめられた生徒）本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- ③「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等の当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などを指す。

④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

さらに、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

しかし、加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した行為でも、その全てが厳しい指導を要する場合にあてはまらないケースもある。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、行為を行った生徒に対して、悪意はなかったことを十分加味したうえで、学校は対応する必要がある。

⑤具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮かつ被害者の意向を十分踏まえた上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの禁止

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、決して行なってはならない行為である。いじめの加害者はもちろん、それをはやし立てたり傍観したりする行為も許されるものではない。また、いじめを身近な大人に相談することは正しい行為であるということを生徒に理解させ、実践できるように指導を行う。

2.本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

「本校の取り組み概要(別紙1)」「大阪府教委作成いじめ対応マニュアル」

「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」参照

(1) 取組姿勢について「いじめは絶対に許さない」

- ・本校では、「いじめは絶対に許さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が総力を挙げて取り組む。

(2) いじめの防止

① 基本的考え方

ア) いじめの防止、早期発見に全ての教職員が取り組む。

- ・いじめは「どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」「いじめはいつ、どこでも起こりうる」「いじめを根絶することは難しい」という実態を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための防止、早期発見に、全ての教職員が取り組む。

イ) 集団づくり、仲間づくりをすすめる。

- ・未然防止、早期発見の基本として、生徒、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心かつ安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ・生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくように取り組む。
- ・集団にはたくさんの個性や価値観が存在する。自分とは異なる価値観に対して攻撃するのではなく、認め合い、各々が安心してそれを表現出来るような集団を育てる。

ウ) 予防、早期発見の取り組みの成果について、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

- ・取り組みが、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、新たにどのような取組を行うかを定期的に検討し、体系的、計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

② いじめの防止のための取り組み

ア) いじめについての共通理解を図る

- ・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・また、生徒に対しても、全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

イ) 生徒がいじめに向かわない態度、能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

・規範意識を高めるために、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」等について、生徒の心身の成長に即した指導を行い、生徒が集団生活や社会生活において、主体的に正しく判断し、行動できる力を育てる。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。
- ・いじめを当事者同士の問題にとらえるのではなく、加害、被害、観衆、傍観者の4層構造でとらえ、集団に対して働きかけていく必要がある。
- ・悪意のない行動が思いがけずトラブル、いじめにつながることは少なくない。加害者に「いじめている」という自覚がないことも多々あるため、十分に注意して見立てる必要がある。
- ・なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものになり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを理解し指導していく。
- ・生徒にはそれぞれ特性があり、それに起因するいじめを防止するためにも、生徒への正確な知識の伝達と適切な理解の促進が必要である。また、生徒に限らず教職員がそれら特性を十分に理解することも重要である。ここで言う特性とは、発達障がいなどの障がいのある生徒、外国文化にルーツを持つ生徒、性同一性障がいなど性自認に係る生徒などであり、家庭との連携、組織的な対応を行う。
- ・震災等における被災生徒の心身負担、慣れない環境への不安を教職員が十分に汲み取り、そういった環境に起因するいじめの未然防止に取り組む。

エ) 生徒に自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ・その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設ける。
- ・社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくという考えのもと、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。
- ・長期的で幅広く、多様な視点で生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめについて考えるような取り組みを推進する。
- ・教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動作りに努める。また教職員は生徒を支え、自主性や主体性がよりよい方向に向かうように指導する。

(2) 早期発見

① 基本的考え方(子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続)

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。また、家庭との連携も密にし、校外での生徒の状態把握に努める。
- ・指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

② いじめの防止や対策のための組織

- 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止、対応に係る会議を開催し定期的に取り組みをすすめる。
- 具体的な内容は以下のとおりとする。

ア) 構成員

校長、教頭、首席、児童生徒支援加配、生徒指導部長、学年主任、学年生徒指導、養護教諭、
スクールカウンセラー(ケースに応じ、スクールソーシャルワーカー、関係教職員)等

イ) 活動内容

- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

③ いじめの早期発見のための措置(アンケート、教育相談等の実施)

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日誌等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ・これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有して、組織的な対応を行う。具体には、下記の取り組みをすすめる。

ア) いじめの定期的調査

- ・生徒対象アンケート調査……年5回(5月、7月、10月、12月、1月)
- ・保護者対象カウンセリング……年2回(学期末の期末懇談時等7月、12月)
- ・生徒対象カウンセリング(個人相談週間)……年3回(6月、11月、2月)

イ) いじめ相談体制

- ・いじめ相談窓口の設置
- ・いじめ等悩み相談箱の設置
- ・スクールカウンセラーの活用

※留意点

- ① アンケートは、学期ごとなどの節目で生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全生徒との面談等に役立てることが必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と生徒の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。
- ② 生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることはあってはならない。

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方(早期対応、早期解決、組織的対応)

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・いじめは謝って済む問題ではない。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応(早期対応、組織的対応)

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに学年教師や管理職に連絡し、情報を共有してアセスメント、プランニングを行う。その後は、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、校長の指示のもと被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・学校が、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合又は生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至った、という申立てがあった場合、教育委員会に報告した上で学校は速やかかつ組織的に、それに係る事実関係を明確にするための調査を行う。この対応は事態発生ではなく疑いが生じた時点から開始する。
- ・重大事態とは、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合及びいじめにより相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがあると認める場合を指す。
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは以下のようなものが想定される。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
 - ※ 「相当期間」とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし日数はあくまでも目安であり、欠席している背景から見立て、判断する。
- ・この調査は、個別の事案が広く明らかになることのないように、いじめられた生徒を守ることを最優先として実施する。アンケートを取る際は、場合によってその結果を被害生徒及び保護者に提供し、被害家庭の不安解消を図る。
- ・調査により、把握した情報の記録等は公文書として5年間保存する。

④ いじめられた生徒又はその保護者への支援について

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、原因を話したがる生徒もいることを踏まえ、周囲の生徒や教職員等から多角的に情報収集するなど柔軟な対応をとる。
- ・生徒の個人情報の取扱い等プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することなど、状況に応じていじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。またその場合、出席停止を行なうことも辞さない。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

※留意点

いじめが学校で起きたという負い目から、いじめられた生徒の保護者に言われるがままの指導や行動をしてしまうことが多い。アセスメントとプランニングに基づいた、いじめ解決に向けての学校としての方針をしっかりと説明し協力を求める。

⑤ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員、警察官経験者など外部専門家、関係諸機関[※]等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

※関係諸機関とは、教育委員会、市役所子育て支援課、子ども家庭センター、少年サポートセンター、警察、児童自立支援施設、等である。

- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、変容を促す。いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報[※]の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒[※]を加えることも検討していく。
- ・学校はあくまでも中立な立場で指導すべきである。いじめには様々な要因があることに鑑み、いじめた生徒や保護者に対して指導をすると同時に、必要な支援も行っていく。また、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的に十分に配慮し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、担任教師などに連絡できる関係性を構築する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級や学年、学校全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- ・具体的に、次の2つの要件が満たされている場合をもって、いじめが解消されたと判断する。
 - 被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が相当期間継続している。相当期間とは少なくとも3か月を目安とし、被害生徒の状況に応じてより長期の期間を設定する。
 - 被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められる。この確認は被害生徒本人及びその保護者への面談等によって行う。
 - 解消と判断した場合でも再発防止に努め、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。

⑦ インターネット上のいじめへの対応について(情報モラルの育成)

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者との連携を進めていく。

(4) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学、進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

② 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

③ 学校評価と教員評価

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

④ 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制を構築する。